新しい時代の特別支援教育のあり方に関する有識者会議(第6回)の議題に関する意見

福岡教育大学 一木 薫

1. はじめに

○安藤(2009)は、教師の専門性について以下のように定義し、教職には「専門職としての理想型を希求するプロセス」に意義があると述べている。

教師の専門性とは、①社会における役割や要請の自覚の下に、卓越した教育営為を創造、展開するための知識・技能を生涯にわたり探求する過程を基盤に、②その結果として、いま、どのような知識・技能を身に付けたのか、何が欠けているのかを客観的に説明できること

- ○教師が身につける必要のある知識・技能には、授業に直接関わるもの以外にも、他教師との協働や関係機関との連携等、多岐に渡る。学校や教師を取り巻く状況は時代とともに変化し、子どもの実態も多様であることから、一定の知識・技能を身につけたことをもって教師の専門性を規定することはできない。
- ○今回は、教育活動の中核である授業に焦点化して、教師が身につける必要のある知識・技能について、以下、述べる。
- ○吉崎(1987)は、授業に関わる教授知識として、
- 「①教材内容の知識(子どもは何を学ぶのか)」
- 「②教授方法の知識(どのように学ぶとよいか)」
- 「③児童生徒の知識」をあげ、それらが複合する 領域(D)に授業を位置づけている(図1)。

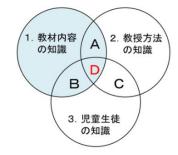


図 1 授業に関わる教授知識(吉崎, 1987)

○今回の学習指導要領改訂では、「学びの連続性」

を担保するために、①に位置づく「教育内容(各教科の目標・内容)」の見直しが検討された。また、現在、教員養成部会では、「教育内容」の学びの充実を図るための義務教育9年間の養成、採用、研修、免許制度、人事配置の在り方が議論されている。

○一方で、特別支援教育の実践や教員養成、現職研修については、「子どもの実態(③に相当)」と「指導方法(②に相当)」の2点に焦点化した議論に終始しがちで、「子どもは何を学ぶか(①に相当)」との関連を十分に踏まえきれていない現状も否めない。

2. それぞれの場で教育を担う教師に不可欠な知識・技能

○右表は、特別支援教育を担う 教師に不可欠な知識・技能について、それぞれの場で扱う教育 内容を踏まえ整理したものである(本会議(第2回)で配布)。

(1)全ての教師に求められる 知識・技能

○「自立活動とは何か(理念・目標・内容)」「どのような視点で実態を把握し、得られた情報

	通常級	通級	特支級	特支校
自立活動の理念・目標・内容・指導計画の考 え方	0	0	0	0
自立活動の視点による子ども理解	0	0	0	0
自立活動の指導		0	0	0
自立活動の指導と各教科の指導との関連	0	0	0	0
障害特性を踏まえた各教科の指導	0	Δ	0	0
同単元異目標による各教科の指導			0	0
知的障害特別支援学校の各教科の目標・内容			0	0
教育課程の編成(「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の理解)			0	0



目標・内容)」「どのような視点 障害種別に必要な理解等:心理・生理・病理、教育内容と対応した指導法

から、今、培う必要のある力を判断し、指導を具体化するとよいか(指導計画の考え方・手続き)」を理解し、自立活動の視点から目の前の子どもが見せる姿の背景を理解すること。 また、その理解に基づき、教科学習の成立や学校生活を送る上で必要な手だて講じること。

(2) 特別支援学級や通級による指導を担当する教師に求められる知識・技能

- ○通級による指導の中心は自立活動の指導となることから、指導を担当する教師には、(1) に加えて、自立活動の実践力が求められる。
- ○特別支援学級の教育課程には自立活動が位置づけられることから、担任教師には、(1)に加えて、自立活動の実践力が求められる。また、「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の適用が可能であることから、多くの場合、達成を目指す目標の水準が異なる子どもたちから構成される学習集団(例えば、同じ4年生でも、小学校4年生の算数を学ぶ子どもと小学校2年生の算数を学ぶ子どもが同じ集団で学ぶ等)を対象とした指導(同単元異目標による授業)が求められる。知的障害特別支援学校の各教科に替えて指導する場合もあることから、知的障害特別支援学校の各教科の目標・内容の理解や指導力も必要となる。さらに、

「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の適用の判断と、その判断に基づく教育課程の 編成が求められる。

- ・これまでの教職免許法では、小・中学校の教師を目指す学生が自立活動の指導や「重複 障害者等に関する教育課程の取扱い」について学修する機会がなかった。コアカリを踏 まえた今後の養成大学の講義等を注視する必要がある。
- ・前回、議題とされた「特別支援教室」構想の実現に際しては、通常学級の担任教師にも 「同単元異目標による授業実践」や「知的障害特別支援学校の各教科」の目標・内容の 理解等が求められることが想定される。

(3) 特別支援学校の教師に求められる知識・技能

○教育課程に自立活動が位置づけられること、「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」 の適用が可能であることから、基本的に(2)の特別支援学級担任教師と共通する。

3. 教員養成課程について

○教員養成課程では、「障害への対応」を学ぶのではない。子どもの「障害による学習上や生活上の困難」と「その背景」を理解した上で、「学習上や生活上の困難」の改善を図るために育む必要のある力や、「各教科等の学習成立のために」講じる必要のある手だてを導き出す道筋を学ぶ。これらの理解なしに、実践力の向上を図ることはできない。

○現行の教職免許法では、自立活動の扱いに関する規定が存在せず、シラバスを見る限り、 養成大学で十分に扱われていると言い難い現状が伺える。よって、第一欄に、自立活動に関 する科目を各教科同様に独立した科目として位置づけ、自立活動の意義及び目標・内容につ いて理解を深めるとともに、自立活動の授業設計の手続きや、教科と自立活動の指導の関連 について修得する機会を担保することが不可欠である。

○特別支援教育の教育課程編成の基本(「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」、教育内容と授業の形態の区別等)の理解を十分に図れていない。各障害に対応した特定の教育課程が存在するわけではないことから、第一欄で、特別支援教育の教育課程編成の基本の理解を図ることが必要。

○教員養成課程が限られることの課題(特に視覚障害や聴覚障害)に加え、知的障害、肢体不自由、病弱については、それぞれの障害を専門とする大学教員の配置が担保されないため、 適切な学修を保障しきれていない現状も指摘されている。

○教員養成課程の現状については、教職免許法の内容構成や修得単位数、小学校等のコアカリとの対応等を含め、教員養成に関わる大学関係者からの指摘もある。広く意見を聴取し、 課題を整理した上で、今後の在り方についての議論を深める必要がある。

4. 教員の採用について

○小学校等の教員採用選考において特別支援学校の免許状所持者に加点を行う自治体があるために、特別支援学校の教師をめざす学生の教育実習先確保が困難な状況が生じている。 教師を志す全ての学生が、自立活動をはじめ特別支援教育について学ぶことは重要。特別支援教育に関する科目の履修証明等により選考する等、選考方式の再考が喫緊の課題である。 ○解決すべき課題も想定されるが、特別支援学級担任には、特別支援学校に一定期間赴任した教師を配置する仕組を検討する必要があるのではないか。特別支援学級は、教師間の協働性が機能しにくい環境にある中で、担任する子どもの数も多く、教育課程の編成を含め一人で担う業務も広範囲に及ぶ。初任教師が赴任するケースもあり、授業実践で直面する課題はもとより、教育課程の編成や通常学級との連携等についても相談できない状況に置かれている。

○認定講習受講者の内訳(特別支援学校の正規教員の割合の減少)や、二種免許状は取得に必要な単位数が限られることを考慮すると、附則第 16 項については廃止の方向で検討する時期にあるのではないか。

5. 現職研修について

- ○「養成-採用-研修」の一体化のもと、よりよい現職研修の在り方に関する議論が展開されているが、特別支援学校の教師を対象とした研修については、採用後の教師の成長を促す研修と免許取得に関する研修が抱き合わせで実施されるケースもあり、研修の体系化が図られていない現状もある。
- ○一方で、教育センターと特別支援学校の連携により、現職研修の内容や方法の工夫・分担 を図っている自治体もある。
- ○有志の教師による自主的な研修会で自立活動について学び合う取組も各地で見られ、特別支援学級や通級による指導を担当する教師の研修の場にもなっている。行政研修や校内研修に加え、人事異動に左右されない有志による研修会が、教師の成長を支える役割の一端を担っている現状もある。